

[事案 26-8] 解約返戻金額表示修正請求

・平成 26 年 12 月 26 日 裁定終了

※本事案の申立人は、成年後見人である。

<事案の概要>

高度障害保険金の支払いにより、保険証券記載の解約返戻金額が減ってしまったことを理由に、もとおりの解約返戻金額の記載を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 8 月契約の終身医療保険について、平成 17 年 7 月に介護高度障害保険金を受け取った後、平成 25 年 6 月に再交付された保険証券には、介護終身保険特約の記載が削除され、保険料および解約返戻金が減額して記載されていた。

しかし上記変更は一方的に行われたものであり、納得できないので、もとおりの解約返戻金額の記載に戻してほしい。

<保険会社の主張>

申立人に対しては、平成 17 年 7 月、介護終身保険特約にもとづく介護高度障害保険金を支払っている。そのため、同特約が消滅し、介護高度障害保険金、介護保険金、介護死亡保険金の保障がなくなり、結果、特約部分の保険料および解約返戻金がなくなっている。

よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の指導担当者の事情聴取の内容の書面にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、本契約の内容が、平成 25 年 6 月以前の保険証券記載の内容であることの確認を求めているものと判断する。

2. 保険契約の内容について

保険契約の内容は、保険契約締結の際の合意および約款により定まるが、その後の内容の変更も当事者の合意および約款により定まる。そして、保険証券はその発行時点の保険契約の内容を記載したものである。

3. 介護終身保険特約の消滅について

(1) 本契約の介護終身保険特約約款には、「この特約の介護保険金を支払ったときは、被保険者がこの特約の介護保険金の支払事由に該当したときに遡ってこの特約は消滅します」と記載されている。

(2) 本件では、支払事由が生じたのは平成 17 年 5 月だが、保険金が支払われたのは同年 7 月である。したがって、同特約の消滅要件が満たされたのは平成 17 年 7 月であることから、その後に発行された保険証券には、既に消滅した同特約は記載されない。

4. 解約返戻金の変更について

(1) 保険会社は、保険金を支払うために契約者が支払った保険料の一部を積立金として積み立てておく。そして保険金を支払うことなく途中で解約された場合には、この積立金を解

約返戻金として契約者に返還する。この積立金は特約毎に積み立てているので、ある特約の保険金が支払われた場合には、当然その積立金も消滅する。

- (2) 保険証券に記載された解約返戻金の金額は、当該契約の主契約および特約の積立金の合計額であることから、ある特約の積立金が前記のとおり無くなった場合には、この解約返戻金も当然に変更される。